

税務課

☎ 町民税係 (113 ~ 115)



ルールを無視した ペダル付き 電動バイク

ペダル及びモーターを備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの
- 駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの



**自転車ではなく、
一般原動機付自転車又は自動車です!!**

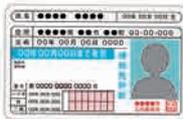
モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。



公道を走行するために必要なこと



一般原動機付自転車等を運転することのできる運転免許



ブレーキランプ、ウinker、バックミラー等の備付け



ナンバープレートの取付け・表示



自動車損害賠償責任保険（共済）への加入



警察庁・都道府県警察

